

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、個人消費などに弱さがみられますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、消費者マインドの低下や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

このような現下の状況を持続的な経済成長につなげていくためには、企業収益の改善を、賃上げ・配当の増加を通じた所得の拡大と雇用の拡大につなげていき、それが消費の拡大や更なる投資の増加を生むことで収益拡大につながるという、経済の好循環を拡大していくことが重要です。

このため、金融機関においては、さらに一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年末、更には、年明け以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

以 上